

目次

- ① 怪我や事故の予防
- ② ルール・マナーを守る
- ③ 犯罪・トラブルの予防
- ④ ハラスメントをしない
- ⑤ **建学の精神に反する行為について**

目次

- ・建学の精神に反する行為について

建学の精神に反する行為について

◆規則やマナーを守り、人を大切にする気持ち、思いやりや慈しみの心をもって
学生生活を過ごしてください◆

・学則より

本学の建学の精神もしくは教育方針に違反し、または学生の本分にもと
る行為があった者は、その軽重に従い、別に定められた規程に則り、審議
する。
R5夏休み諸注意

・懲戒処分

厚生補導規則などの学内規程に反し、窃盗行為やハラスメント、学内で
の飲酒など学生の本分にもとる行為があった者には、学則に基づき懲戒
処分を行う。

建学の精神に反する行為について

規則やマナーを守り、人を大切にする気持ち、思いやりや慈しみの心をもって学生生活を過
ごしてください。

■学則より

本学の建学の精神もしくは教育方針に違反し、または学生の本分にもとる行為があった者
は、その軽重に従い、別に定められた規程に則り、審議する。

■懲戒処分

厚生補導規則などの学内規程に反し、窃盗行為やハラスメント、学内での飲酒など学生の本
分にもとる行為があった者には、学則に基づき懲戒処分を行う。

懲戒等に関する規程（抜粋①）

（懲戒対象行為）

第2条 懲戒の対象となる行為は、「本学の建学の精神もしくは教育方針に違反し、または学生の本分にもとる行為」であり、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 刑事事件等に関する犯罪行為
- (2) 重大な法令違反行為
- (3) 本学の学則および諸規程に違反する行為
- (4) 本学の研究教育活動を妨害する行為
- (5) 本学の名誉および信用を失墜させる行為
- (6) 受験、試験、論文作成等に関する不正行為
- (7) その他、学生としてあるまじき行為

（懲戒処分の種類）

第3条 学則に基づき懲戒は、訓告、停学、退学の3種とする。

（懲戒処分の内容）

第4条 懲戒処分の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 退学 本学の学生としての身分を喪失させること。
- (2) 停学 ある一定の期間、授業等への出席停止や学内への立ち入りを禁ずるなど、一部を除き教育サービス（課外活動等を含む）を停止すること。
- (3) 訓告 停学には至らないが、書面の提出等により十分な反省を促し、将来を戒めること。
- (4) 上記各号の懲戒処分には該当しないが、十分な反省を要する場合は、学生支援センター長が厳重注意を与え、学生の反省を促すことができる。

建学の精神に反する行為について

懲戒等に関する規程の第2条から第6条までの抜粋です。

（懲戒対象行為）

第2条 懲戒の対象となる行為は、「本学の建学の精神もしくは教育方針に違反し、または学生の本分にもとる行為」であり、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 刑事事件等に関する犯罪行為
- (2) 重大な法令違反行為
- (3) 本学の学則および諸規程に違反する行為
- (4) 本学の研究教育活動を妨害する行為
- (5) 本学の名誉および信用を失墜させる行為
- (6) 受験、試験、論文作成等に関する不正行為
- (7) その他、学生としてあるまじき行為

（懲戒処分の種類）

第3条 学則に基づき懲戒は、訓告、停学、退学の3種とする。

（懲戒処分の内容）

第4条 懲戒処分の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 退学 本学の学生としての身分を喪失させること。
- (2) 停学 ある一定の期間、授業等への出席停止や学内への立ち入りを禁ずるなど、一部を除き教育サービス（課外活動等を含む）を停止すること。
- (3) 訓告 停学には至らないが、書面の提出等により十分な反省を促し、将来を戒めること。
- (4) 上記各号の懲戒処分には該当しないが、十分な反省を要する場合は、学生支援センター長が厳重注意を与え、学生の反省を促すことができる。

懲戒等に関する規程（抜粋②）

（停学の区分および期間等）

第5条 停学は、無期停学および有期停学に区分する。

- 2 無期停学は期間を定めないが、1年を超える期間とする。
- 3 有期停学の期間は、1年以内とする。
- 4 無期停学は、学則に定める修業年限に含めないが、在学期間に含まれるものとする。
- 5 有期停学は、学則に定める修業年限および在学期間に含まれるものとする。

（懲戒処分の判断基準）

第6条 懲戒の要否および処分の量定を決定するに際しては、次に掲げる事項を総合的に考慮する。なお、懲戒処分の量定は、別表1に定める懲戒処分の標準例に準拠する。

- (1) 行為の動機、態様および結果
- (2) 故意・過失の有無とその程度
- (3) 被害の程度
- (4) 学校生活および社会に与える影響
- (5) 過去の非違行為の有無
- (6) 行為後の対応
- (7) 本人の反省

建学の精神に反する行為について

（停学の区分および期間等）

第5条 停学は、無期停学および有期停学に区分する。

- 2 無期停学は期間を定めないが、1年を超える期間とする。
- 3 有期停学の期間は、1年以内とする。
- 4 無期停学は、学則に定める修業年限に含めないが、在学期間に含まれるものとする。
- 5 有期停学は、学則に定める修業年限および在学期間に含まれるものとする。

（懲戒処分の判断基準）

第6条 懲戒の要否および処分の量定を決定するに際しては、次に掲げる事項を総合的に考慮する。なお、懲戒処分の量定は、別表1に定める懲戒処分の標準例に準拠する。

- (1) 行為の動機、態様および結果
- (2) 故意・過失の有無とその程度
- (3) 被害の程度
- (4) 学校生活および社会に与える影響
- (5) 過去の非違行為の有無
- (6) 行為後の対応
- (7) 本人の反省

懲戒処分の標準例①

懲戒等に関する規程 第2条の行為	事例	訓告	停学		退学
			有期	無期	
(1)刑事事件等に関する 犯罪行為	殺人、強盗、強制性交、放火等の凶悪な行為（未遂含む）		●	●	●
	傷害、窃盗、詐欺、恐喝、賭博、住居侵入、他人を傷害するに至らない暴力等の行為		●	●	●
	麻薬・大麻等の違法薬物やそれに類する薬物の使用・不法所持・売買・仲介等の薬物に関する行為		●	●	●
	痴漢、覗き見、強制わいせつ、盗撮等の性加害に関する行為		●	●	●
	児童買春、児童ポルノに関する行為		●	●	●
	ストーカー等に関する行為		●	●	●
	ネズミ講や特定商取引等に関する行為		●	●	●
	SNS等のネットワークを利用した行為		●	●	●
	その他、刑事事件等に関する行為	●	●	●	●
(2)重大な法令違反行為	死にまたは高度な後遺症を伴う交通事故を起こす危険運転致や無免許運転等の悪質な行為		●	●	●
	人身事故などの交通事故を起こす危険運転致や無免許運転等の悪質な行為		●	●	●
	飲酒の強要や、飲酒等で意識が不明瞭な者を放置等することで、死亡させたり、急性アルコール中毒等の被害を与えたりする行為		●	●	●
	公文書等の文書偽造・不正使用や身分詐称などの行為	●	●	●	●
	20歳未満の者の飲酒・喫煙・賭博行為やそれを勧める行為	●	●	●	●
	その他、重大な法令違反行為	●	●	●	●

建学の精神に反する行為について

学生の懲戒等に関する規程による、懲戒処分の標準例です。
これらの行為を行った場合は、表右側の黒丸がある処分のいずれかが下されます。

懲戒処分の標準例②

懲戒等に関する規程 第2条の行為	事例	訓告	停学		退学
			有期	無期	
(3) 本学の学則および諸規程に違反する行為	学則その他、本学の諸規程に違反する行為	●	●	●	●
(4) 本学の研究教育活動を妨害する行為	授業運営妨害などの本学の教育研究活動または管理運営を著しく妨げる行為	●	●	●	●
	学生や教職員などの本学構成員に対する暴力、威嚇、拘禁、拘束等の行為	●	●	●	●
	本学が管理する建造物、器物等の故意の不法侵入や損壊、不正使用、もしくは占拠等の行為	●	●	●	●
	その他、本学の研究教育活動を妨害する行為	●	●	●	●
(5) 本学の名誉および信用を失墜させる行為	個人情報保護・守秘義務に反する内容、悪口・誹謗中傷、フェイクボルト等を、SNS等を用いて投稿するなどの行為		●	●	●
	その他、本学の名誉および信用を失墜させる行為	●	●	●	●
(6) 受験、試験、論文作成等に関する不正行為	受験、試験、論文作成等に関する不正行為	●	●	●	●
(7) その他、学生としてあるまじき行為	反社会的勢力に加担する行為		●	●	●
	カルト団体に加担する行為		●	●	●
	マルチ商法や友達商法等に加担する行為		●	●	●
	その他、学生としてあるまじき行為	●	●	●	●

建学の精神に反する行為について

学生の懲戒等に関する規程による、懲戒処分の標準例です。
これらの行為を行った場合は、表右側の黒丸がある処分のいずれかが下されます。